平成２５年（再ロ）第１号

長野県下伊那郡下條村睦沢4410番地４

再生債務者　宮島知恵子

1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月５日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月19日から平成25年８月２日まで

長野地方裁判所飯田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０１０２号

埼玉県草加市八幡町346―５

再生債務者　白見　正明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月20日まで

平成25年６月６日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号

千葉県大網白里市南横川3125番地160

再生債務者　羽川　和弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月27日まで

平成25年６月６日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１号

富山県中新川郡上市町江上82番地２

再生債務者　土井　裕司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月28日まで

平成25年６月７日　富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

新潟県見附市緑町17番19号

再生債務者　堀江　伸幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２４年（再ロ）第４号

栃木県小山市西城南７丁目10番地42

再生債務者　佐藤　育子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月４日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再ロ）第１２号

埼玉県越谷市大字上間久里283番地３

再生債務者　角田　　守

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月４日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第１０１１１号

東京都墨田区東向島６―37―４―406

再生債務者　上村　　仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号

愛媛県四国中央市上分町510番地７

再生債務者　髙橋伸一呂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再ロ）第８号

大阪市鶴見区横堤２丁目15番１号

再生債務者　寺川　和生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号

愛知県豊田市中田町富士53番地６　キングスロード中田Ｉ406号

再生債務者　岡本　義勝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第１５号

千葉県船橋市南三咲３丁目29番12号

再生債務者　北里　　光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月４日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号

北海道標津郡標津町字川北2460番地127

再生債務者　能代　瑞穂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号

栃木県那須郡那珂川町富山453番地

再生債務者　髙野　哲雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（再ロ）第４号

大阪府寝屋川市緑町28番14号

再生債務者　沖原　恭子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

大阪地方裁判所第６民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月三十日

掲載頁　八十三頁（号外第一一一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年六月十七日

札幌市東区北四十九条東七丁目二番一〇号

（甲）ラッキー商事株式会社

代表取締役　氏家　　猛

札幌市東区北四十九条東七丁目二番一〇号

（乙）有限会社シヨッピング，コア

代表取締役　氏家　　潤

札幌市東区北四十九条東七丁目二番一〇号

（丙）有限会社番一

代表取締役　下川うどいえ　原　　登

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年六月十七日

北海道河東郡音更町共栄台西一一丁目一番地

（甲）株式会社北開水工コンサルタント

代表取締役　新庄　　興

札幌市豊平区平岸一条七丁目四番三二号

（乙）株式会社建設維持管理センター

代表取締役　江崎　國夫